

新型コロナワクチンに関する安全性の再検証並びに 健康被害者に寄り添った対応の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月に「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から季節性インフルエンザなどと同様の5類感染症に移行しました。そのような中で、新型コロナワクチンは令和6年10月から定期接種が開始されています。

ただ新型コロナワクチン接種の健康被害に関して、令和3年2月の接種開始から、令和6年12月2日現在までに、予防接種健康被害救済制度への進達受理件数は12,480件となり、そのうち認定が8,501件、否認2,689件、保留19件で、死亡認定は900件を超え、審査待ちが1,200件以上という状況であります。

これに対してインフルエンザやMMR、BCGといった新型コロナワクチン以外のワクチンでの健康被害は、現行の予防接種健康被害救済制度が始まった1977年2月から2021年末までに認定3,522件（死亡認定151件）であり、新型コロナワクチンは3年強で他ワクチンの44年分の健康被害認定を大幅に超えている状況です。加えて、新型コロナワクチン接種の健康被害では1歳児が死亡認定を受けるなど子どもや十代から二十代の世代も多々認定されており、将来的な健康被害の顕在化の懸念が生じています。

これらを踏まえ、国民の懸念解消のために、新型コロナワクチンの健康被害の実態を踏まえた安全性の再検証並びに長期的な安全性を検証し、健康被害への迅速な対応とその未然防止が求められます。

また審査においては、1年半以上も待たされるケースもあり、被害者の迅速な救済を行うのに不十分な審査体制です。加えて、接種から時間が経過すればするほどに健康被害の認定が厳しくなる現状があり、将来的に健康被害が顕在化する場合も想定し、より丁寧な審査が求められます。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、国民の懸念解消及び健康被害者に寄り添うよう、下記の措置を講じるよう要望します。

記

1. 新型コロナワクチンの安全性の再検証並びに長期的な安全性の検証を行うこと。
2. 安全性の検証結果に応じて、接種要領を再検討すること。
3. 検証結果を踏まえ、予防接種健康被害救済制度で慎重かつ丁寧な審査を行うこと。
4. 予防接種健康被害救済制度における審査体制を強化し、審査を迅速に行うこと。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

摂津市議会